

一宮市ウォークアブル空間デザインプロジェクト

I	C	H	I	N	O	M	I	Y	A										
W	A	L	K	A	B	L	E		S	T	R	E	E	T					
D	E	S	I	G	N		P	R	O	J	E	C	T						

2022 まちなかDX募集要項

一宮市

令和4年5月

1 目的

当市は、濃尾平野の中央部に位置し、木曾川をはじめとする豊かな自然に恵まれ、「尾張の国の『一の宮』」であった真清田神社門前町として、平安の昔から栄えてきました。そして、先人のたゆまぬ努力により、繊維のまちとしてより一層の発展を遂げ、尾張西部の中心的都市となっています。中心市街地においては、尾張一宮駅前ビル（i-ビル）や市庁舎などの建替えにより、都心の求心力となる都市機能の更新が進んでいます。

市の中心部である一宮駅周辺は「都市拠点」として位置づけられ、市域内外からの利用を想定した広域的な都市機能や、市街地のにぎわいをもたらすために必要な都市機能が集積するエリアとされていますが、大型商業施設の郊外化による中心商店街の活力低下等の課題が山積しています。今後は、まちなか居住の推進や中心市街地の活性化を行うため、内外の多様な人材・関係人口の出会い・交流を通じたイノベーションの創出やそこに生活し活動していることの豊かさが実感でき、誇りのもてる「まちづくり」が求められています。

そこで、一宮駅周辺約1km圏内において、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するため、道路、街路、駅前広場、公園及び駅ビル等の都市アセットのリノベーションによりウォーカブルな空間再編を実現し、**人が主役**となる豊かな日々の生活を実現するまちづくりを通じ、都市の多様性・生産性の向上によるまちのアップデートを図るため、**令和2年度**にプロポーザル方式にて選定された受託者において、エリアの現況分析、地元商店街や民間プレイヤーとの意見交換や調整を実施し、課題抽出を行うとともに**携帯電話会社のプローブデータやAIカメラなどによる現況把握**と分析に基づく事業推進の具体的取り組み方針等を定めた**基本構想**を策定しました。



プロジェクト対象エリア

令和3年度は、一宮市は尾張地方で初の中核市へ移行するとともに市政施行100周年を迎えました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし、人々の働き方や暮らし方に対する意識や価値観は大きく変容し、内在していた無理・ひずみが顕在化・先鋭化するなど今までにない新たなフェーズを迎えています。新しい生活様式・ニューノーマルとしてポストコロナの新たな日常への柔軟な変化や内外の多様な人々と活動できる場所が広がることで生まれる多様性や生産性は、都市の持つ多面的な魅力を引き出すとともに人や企業に選ばれる自立したアップデートできる都市として成長を続けていくことができます。そのためには、民と官が手を取り合い、垣根を超えて共にまちなかを創りあげていかなければなりません。

本事業では、基本構想を踏まえ、まちなかの将来像を描く**未来ビジョンの策定に着手**しました。そして、一宮市のシンボルロードである銀座通りと本町通り、その周辺の広場や公園を、ゆったりとくつろいだり、様々な活動を行ったりする場所とするために、実際に試してみることで、将来の新しいまちなかの風景に向けてどんな空間が必要か、どうすれば利用しやすくなるのか、車や人の流れに変化が起きるか、みなさんのいろいろな想いを確認する**未来ビジョンの策定に向けた社会実験**を実施しました。

社会実験期間中は、引きつづき携帯電話会社のプローブデータやAIカメラなどによる現況把握のほかAIカメラによる**混雑予想や現地状況のWEB配信**を行い、コロナ禍における新たな日常づくりにチャレンジしました。



まちなかウォーカブル社会実験

「ストリートチャレンジ2021」のイラスト

また、この年は実際に公共空間を試してみた社会実験実施者や地元商店街等を中心とする複数回のワークショップにて、いろいろな思いを紡ぐ未来のまちなかについて語り合いました。併せて、未来ビジョンを共有し、エリア全体の活性化を目的とした官民の多様な人材が参画できる**エリアプラットフォームの設立**に向け、地域ステークホルダーと社会実験実施者等と行政が一体となり、設立準備会を開催する等、関係者との良好な信頼関係を構築

するなど、**官民連携によるまちづくりの第一歩**となる一年でした。

令和4年度は、事業の根幹であるエリアプラットフォームの構築と未来ビジョン策定を引き続き実施するとともに未来ビジョン策定に必要な社会実験も実施します。社会実験期間中は、引きつづき携帯電話会社のプローブデータやAIカメラなどによる現況把握のデータ取得も行います。社会実験実施運営事務の一部を一宮市で初めて指定した都市再生推進法人が担い、本格的に民間が主体となって本事業の運営に関わっていくこととなりました。併せて、本事業のプロモーション制作としてエリアマップ制作やインタビュー動画制作のほか、国際芸術祭2022との連携など今までにない多種多様な展開が繰り広げられ、まちなかのポテンシャルを再確認する取り組みを行います。

持続可能な環境・社会・経済を包摂する都市経営（Sustainability）、ひとり一人に寄り添うまち（Well-being）、機動的で柔軟な都市設計（Agile-Governance）の実現を目指し、次の100年のためにもデジタル技術により普段の生活からイベントの参加など駅周辺を訪れる方や住んでいる方にとって、今よりもっと居心地がよく、魅力と豊かさにあふれ、そしていつも新しい発見やワクワク感のある“まちなか”へと変えていくためのきっかけとして、本事業では次の3つの取り組みを行います。

- ① 周辺の公共空間の人、車、駐車場、公共交通情報などのリアルタイムな空き・混雑状況や運行状況を可視化し、ウェブサイトなどのツールにより広くリーチできるように発信すること
- ② 駅周辺にデジタルサイネージを設置し、広く・早く周知し、市民や来街者の感染機会を削減させること
- ③ 市民や来訪者に対する利便性向上のため、デジタルサイネージに広告を掲出し、その収益をエリアマネジメントの取組みの費用に充てるなどの民間活力を導入した仕組みをつくること

事業の内容については、こちらでもご確認できます

一宮市
ウォークアブル空間
デザインプロジェクト
ウェブサイト



2 委託業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書等（以下「企画等」という。）を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

なお、このプロポーザルに関する事前説明会は行わない。また、企画等により審査を行う。

3 委託業務の内容

(1) 件名

ウォークブル空間デザインプロジェクト 2022（まちなか DX）

(2) 内容

別紙「ウォークブル空間デザインプロジェクト 2022（まちなか DX）特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から**令和 5 年 3 月 28 日（火）**まで

(4) 提案上限額

金 **23,637,000** 円（税込）を上限とする。

また、主たる業務の参考内訳は次のとおりである。ただし、仕様書の基づく内容であれば、下記内訳が増減してもよい。また、予算については令和 4 年 6 月一宮市議会で承認後、効力が発生する。

ア まちなか DX 関連 約 6,000,000 円

イ デジタルサイネージ設置関連 約 16,000,000 円

ウ デジタルサイネージ運営関連 約 2,000,000 円

(5) 契約方法

随意契約

4 プロポーザルの参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 当市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長、愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (5) 国税、都道府県税、市税が未納でないこと。
- (6) 令和4・5年度入札参加資格者名簿（工事・設計並びに物品委託等）に登録されている者で地域区分が「県内」、「名古屋」又は「市内」に登録されているものであること。また、業種名等は、次のいずれかで登録されていること。
- ア まちなかDX
- （ア） 工事・設計
- a 都市計画及び地方計画
- （イ） 物品委託等
- a 役務の提供等（設計業務等を除く）－調査委託の内、企業調査、市場調査、世論調査、総合研究所
- b 役務の提供等（設計業務等を除く）－コンピューターサービスの内、インターネット関連サービス、ネットワーク整備
- イ デジタルサイネージ設置
- （ア） 工事・設計
- a 電気工事または電気通信工事 B以上
- （イ） 物品委託等
- a 物品の製造・販売－看板・旗・標識・徽章の内、看板
- ウ デジタルサイネージ運営
- a 役務の提供等（設計業務等を除く）－映画等製作・広告・催事の内、映画等制作、広告、催事
- b 役務の提供等（設計業務等を除く）－映画等製作・広告・催事の内、デザイン、広告
- (7) コンソーシアムとして提案する場合には、次の要件を満たすこと。
- ア コンソーシアムの幹事者を決め、コンソーシアムに所属するすべての構成員の代表者名を記載すること。
- イ 構成員は複数のコンソーシアムに所属することはできない。また、コンソーシアムに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ウ 参加表明時にコンソーシアムの協定書（写し可）を併せて提出すること。なお協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- エ コンソーシアムに所属するすべての構成員は、上記(1)～(5)のすべてに該当する必要がある。なお、(6)については、幹事者が該当していれば可とする。
- オ 提案書提出後は、コンソーシアムに所属する構成員を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。
- (8) 協力事業者等に本業務の主たる部分を委託し、又は請け負わせてはならない。

- (9) 主たる業務に同様の事業の実績があること。
- (10) 提案上限額の範囲で、仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できること。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

企画等に関する全ての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 企画等の取扱い・著作権

著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として企画等は返却しない。また、本市は、本事業以外の目的で提出書類及び電子データを使用し、又は情報を漏らすことはない。なお、選定者の企画等を本市が使用する場合は、無償とする。

(3) 特許権

企画等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果で生じた責任は、応募者が負う。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討及び本事業への提案以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことができない。

(6) 企画等の変更の禁止

提出した企画等の変更は認めない。ただし、脱漏、不明確な表示等があり、かつ、本市がこれを認めた場合はこの限りでない。なお、企画等に関する参考資料を求めることがある。

6 企画等の提出

(1) 提出内容及び部数

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 配置予定担当者（様式3）
- エ 業務の実施体制、業務方針及び工程表（様式4）
- オ 機能性能一覧チェックシート（様式5）
- カ 参考見積書（様式6）
- キ 企画提案書（任意様式）
- ク 企画提案書のプレゼンテーション動画

(2) 部数

- ア 1次審査用資料 各2部
ア～オ：紙（A4 縦長ファイル、インデックス付き）、CD-R または DVD
- イ 2次審査用資料 各10部
カ、キ：紙（A4 縦長ファイル）、CD-R または DVD
ク：CD-R または DVD

(3) 提出期限

令和4年6月24日（金） 午後5時必着（郵送含む）

(4) 提出手続き

- ア 提出先
〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所本庁舎8階 まちづくり部都市計画課

イ 提出方法

直接または郵送（書留郵便に限る）による提出とする。

(5) 共通事項

- ア 各様式はA版とし、記載文字は10ポイント以上とする。
- イ 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
- ウ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚となってもよい。
- エ 紙媒体データ形式は word、企画提案書は PowerPoint のみとする。
- オ 動画媒体データ形式は WMV 又は MP4 形式とする。

7 企画等の作成内容

(1) 会社概要書（様式2）

- ア 会社名、代表者名、本社所在地、契約先・代表者、事業内容、社員数、資本金、直近の事業年度総売上高、業務実績など必要事項を記載すること。
- イ 協力事業者等を置く場合、協力事業者等の会社概要及び技術協力等依頼する業務の範囲・内容も併せて提出すること。
- ウ 会社概要及び業務実績を確認できる下記の資料（写し可）を提出すること。ただし、令和4・5年度入札参加資格者名簿（工事・設計並びに物品委託等）に登録している者は省略してもよい。
 - ① 印鑑証明書（受付日前3カ月以内に発行されたもの）
 - ② 登記事項証明書等（受付日前3カ月以内に発行されたもの）
 - ③ 納税証明書等（国税、県税、市税において未納がないこと、直近1年分）

(2) 配置予定担当者（様式3）

本業務に配置予定の担当者に関し、必要な項目について記載すること。なお、コンソーシアムや協力事業者を置く場合についても同様に記入すること。なお、業務実績

については提案時点で業務履行中の場合も含む。

(3) 業務の実施体制、業務方針及び工程表（様式4）

配置担当者の責任や役割や社内でのフォローアップ体制などの業務実施に関する体制や方針等を記載すること。特に、本業務は打ち合わせや連絡が密に行えなければならぬため、配置技術者が市外に在籍する場合には、その体制や方法について記載すること。また、打ち合わせ回数や方法についても明記すること。

コンソーシアムや協力事業者を置く場合はその役割等を記載すること。

(4) 企画提案書（任意様式、A4 横判両面 30 頁以内、ページ番号表記、表紙及び目次（付ける場合）については別紙で可）

本業務に関する企画提案は仕様書や要求性能構成とし、専門知識がない者でも理解できるよう明瞭かつ簡潔に作成するとともに、図面等を添付する場合は視覚的に訴求ができ、鮮明なものになるように配慮すること。また、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現としないこと。

また、デジタルサイネージに関する機能性能チェックシート（様式5）に記載し、提出すること。

(5) 企画提案書のプレゼンテーション

プレゼンテーションは企画提案書に沿って説明すること。また、専門知識がない者でも理解できるよう明瞭かつ簡潔に説明するとともに会社名や配置予定技術者等が特定できる表現としないこと。

ア 概要説明は、動画（25分以内）とする。

イ 説明者は、業務実施体制に記載された配置担当者の2名までとする。また、説明者の顔は映さなくともよい。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

(6) 参考見積書（様式6）

ア 企画提案書を踏まえ、本企画及びデジタルサイネージに関する令和5年度から5年間必要なランニングコスト（運用、保守費等）について、必要な経費を算出し参考見積として提出すること。なお、今年度におけるデジタルサイネージのランニングコスト（電気料金・通信費など）に係る一切の費用は本企画に含めること。

イ 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。また、項目ごとに歩掛等を明示すること。

ウ 委託積算の参考とするため、再見積を依頼した場合は協力すること。

8 募集要項等に関する質問について

募集要項等に関する質問については、質問書（様式7）に質問内容を記載し、電子メールで送付すること。

なお、募集要項等に関する質問及びその回答については、一宮市公式ウェブサイトの事業者向け情報に公開します。

(1) 質問書提出期限：令和4年6月10日(金)午後5時まで

(2) 質問書回答期限：令和4年6月17日(金)午後5時まで

* 質問は、本要項の範囲内に限る。

9 企画提案書のプレゼンテーションに対するヒアリング

提案のヒアリングは、本市が設置するウォークブル空間デザインプロジェクト 2022（まちなか DX）企画提案書評価委員会（以下、「委員会」という。）から事前に聞き取り、ヒアリング書（様式8）を電子メールで送付する。参加者からの回答は、書面、対面又はリモート会議形式（ZOOMを予定、詳細は後日連絡する。）で行う。

(1) ヒアリング書提出期限：令和4年7月1日(金)

* プレゼンテーションの内容によっては質問しない場合あり。

(2) 回答：令和4年7月4日(月)～6日(水)のうちいずれか

回答時間は10分以内とし、質問が終わった後の残り時間は自由とする。

10 企画等の審査

審査方法は、下記のとおりとする。なお、参加者が1者の場合においては、各審査項目の審査基準に基づき適否を判断する。

(1) 1次審査方法

企画等について、以下の内容について事務局により審査を行う。なお、参加者が複数の場合、審査得点の上位2位までを選定する。

また、無効となる提案となった場合は失格とし、2次審査を行わない。

ア 「4 プロポーザルの参加資格」をすべて満たしていること。

イ 企画提案者より提出された企画等がすべて揃っていること。

ウ 企画等が本要項に適合する内容となっていること。

エ 予定技術者の能力、業務体制、実施方針及び工程表

(2) 2次審査方法

提案事項については、委員会が審査を行う。

ア 参加者のうち、1次審査と2次審査の評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀者として、2番目に高い者を次点者として選定する。

イ 最高得点者が複数の場合は、2次審査の評価が最も高い者を最優秀者として選定する。その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により最優秀者を決定する。

(3) 無効となる提案

次のいずれかに該当した場合、審査対象外となり無効とする。

- ア プロポーザル参加資格を満たさない場合
- イ 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ウ 提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合
- エ 本実施要項及び特記仕様書等で定める事項に適合しない場合
- オ 見積金額が契約上限金額を超える場合
- カ 不正行為や工作があったと認められる場合
- キ ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ク その他、委員会が不相当と認める場合

11 審査結果

(1) 結果通知

参加者に対し、結果について電子メール（様式9、10）により通知する。

なお、審査内容に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じない。

(2) 結果の公表

2次審査の全ての結果（点数含む）について、本市公式ウェブサイトにて公表を行う。

12 契約

- (1) このプロポーザルによって最優秀者を選定し、当該業務に係る契約交渉の相手方とする。
- (2) 最優秀者との協議が不調となった場合は、次点者と協議を行う。
- (3) 業務計画は、選定した企画等による提案内容を基にして、市との協議を踏まえ作成するものとする。
- (4) 契約締結後、デジタルサイネージの使用、施工方法等について改めて市と協議し、市の承諾を得たうえでデジタルサイネージの設置を行うこと。
- (5) デジタルサイネージを設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、又は担保に供してはならない。
- (6) 契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。
 - ア 企画等に虚偽の記載があることが明らかになった場合。
 - イ 事業者に重大な瑕疵がある場合。
 - ウ 業務遂行の意思が認められない場合。
 - エ 業務遂行能力がないと認められる場合。
 - オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合。
- (7) すべての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と最優秀者との協議によ

り契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

- (8) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点者とする。この場合、本市は一切の責を負わない。
- ア 「4 プロポーザルの参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき
 - エ 契約交渉の相手方が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、および「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けたとき
- (9) 契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合は、本市は一切の責を負わない。
- (10) 本業務は、今年度を含み複数年にわたる事業であるため、本業務と契約したものは履行実績が良好であった場合は、年度毎または複数年にわたる随意契約を締結する可能性がある。

13 その他

- (1) 企画等は、企画提評価以外に企画提案者に無断で使用又は公開しない。
- (2) 企画等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 企画等は返却しない。
- (4) 企画等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画等の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本事業に係る情報公開請求があった場合は、「一宮市情報公開条例（平成12年一宮市条例第33号）」に基づき、企画等を公開する場合がある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (7) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きた場合について、本市は一切の責を負わない。
- (8) 提出する電子データは、全てウィルスチェック対策ソフトにより検査したうえで提出すること。また、提出する電子データによりウィルス感染し、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て提出した参加者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及び賠償等の一切について対応すること。
- (9) 参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、速やかに電話にて報告するとともに辞退届（様式11）を直接、郵送（書留郵便に限る）又は電子メールにより提出

すること。

14 スケジュール

(1) 本業務のスケジュールは下記のとおりとする。ただし、やむを得ず変更する場合がある。

事業スケジュール（予定）

日 程	項 目
令和4年5月30日	公表
令和4年5月30日～ 令和4年6月24日 午後5時まで	参加者募集期間 企画等提出期限
令和4年5月30日～ 令和4年6月10日 午後5時まで	質問書受付期間
令和4年6月17日	質問書回答期限
令和4年6月28日	1次審査通知
令和4年7月1日 正午まで	ヒアリング書（参加者への事前質問）提出期限
令和4年7月4日～ 令和4年7月6日	ヒアリング
令和4年7月11日	2次審査通知
令和4年7月11日～ 令和4年7月15日	契約に向けた協議
令和4年7月19日以降	契約締結
令和4年9月末	デジタルサイネージの設置 まちなか DX 運用開始
令和5年3月中旬まで	デジタルサイネージの運用ルール素案

(2)本事業のスケジュール（予定含む）は下記のとおりとする。

年 度	項 目
令和 2 年 (2020)	基本構想：コンセプトやテーマ設定、現状調査・課題整理
令和 3 年 (2021)	未来ビジョン：現状調査・課題分析、社会実験 エリアプラットフォーム：設立準備
令和 4 年 (2022)	未来ビジョン：現状調査・課題分析、社会実験、マネジメント検討 エリアプラットフォーム：設立、マネジメント検討 プロモーション制作：エリアマップ、動画制作 まちなか DX：デジタルサイネージ設置、現状調査・課題分析、採用技術の展開
令和 5 年 (2023)	未来ビジョン（完成）：現状調査・課題分析、社会実験、マネジメント検討、 基本計画 エリアプラットフォーム：自走運営、マネジメント検討 プロモーション制作：WEB 制作 まちなか DX：現状調査・課題分析、採用技術の運用
令和 6 年 (2024)	未来アクション：空間デザイン実施設計 エリアプラットフォーム：自走運営、エリアマネジメント まちなか DX：現状調査・課題分析、採用技術の運用
令和 7 年 (2025)	未来アクション：空間デザイン実施設計、銀座通り再整備、デジタル化 エリアプラットフォーム：自走運営、エリアマネジメント まちなか DX：現状調査・課題分析、採用技術の運用
令和 8 年 (2026)	未来アクション：銀座通り再整備 エリアプラットフォーム：自走運営、エリアマネジメント まちなか DX：現状調査・課題分析、採用技術の運用
令和 9 年 (2027)～	未来アクション：銀座通り再整備完成 新たな まちなか へ

15 問い合わせ・回答先

一宮市まちづくり部都市計画課 まちなか事業 G
 〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号（一宮市役所本庁舎 8 階）
 TEL : (0586) 28-8981 FAX : (0586) 73-9218
 電子メール : tokei@city.ichinomiya.lg.jp